誓約書

年　　月　　日

豊田市長様

住所

氏名

私は出店に当たり、別に提出する申請書について、下記のとおり誓約します。

記

**１　申込資格**

次の要件をすべて満たします。

ア　保健所の発行する市内にて有効な営業許可証を有すること。

イ　営業許可証に記載された営業の種類が、自動車による飲食店営業、菓子製造業であること。

ウ　保健所が認定した食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者であること。

エ　出店期間の始期において営業許可証の期限が有効であること。

オ　過去３年以内に同種の業務の実績を有している者であること。

カ　保健所が定める適切な衛生管理と加工（調理等）ができる者。

キ　移動販売車を使用するときPL保険に加入していること。

**２　注意事項**

次の事項をすべて遵守します。

ア　移動販売車、露店の設置スペースは禁煙としていただきます。

イ　法令が定める申請･届出や、必要な資格者の設置は、出店者の責任と負担で実施していただきます。

ウ　設置スペースは常に清潔に保っていただき、清掃や廃棄物処理に係る費用は、出店者の責任と負担で実施していただきます。

エ　出店者は、キッチンカー付近にゴミ箱を設置することとし、その設置費用及び清掃や廃棄物処理に係る費用は、出店者の責任と負担で実施していただきます。

オ　酒類、消費期限が切れている飲食物又はそれらで調理したもの、及び本市が不適当と判断したものは販売できません。ただし、酒類は本市の指示により販売できる場合もあります。

カ　調理に火気を使用する場合、必ず消火器を設置することとします。

キ　車両進入口は鍵付き車止めがあり車両が進入できません。申し込んだ営業当日までに公園緑地つかう課窓口で鍵を受け取り、ご自分で車止めを外してお入りください。営業終了後は車止めを設置の上、鍵をかけて原形復旧し公園緑地つかう課窓口まで鍵を返却してください。数日間を連続して出店する場合も、その日の営業終了後は毎日鍵をかけて原形復旧してください。

なお、土日祝日は鍵の受け取り、返却ができません。土日祝日に営業するときは、余裕をもって鍵をお受け取りください。

ク　地震、津波等の天災、火災、洪水、疫病、暴動、警報発令時、又は偶発的事象によるものである場合には、出店について指示することがあります。

**３　損害賠償**

次の場合は損害賠償します。

ア　出店者はその責めに帰する理由により、公園施設の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、公園施設を現状に回復した場合はこの限りではありません。

イ　出店者は、出店場所の使用に当たり、豊田市または第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。

ウ　出店に当たり、出店者又は出店者の従業員に損害を生じても、本市は、その責めを負いません。

**４　申込制限**

次のいずれにも該当しません。

ア　過去３年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けた者。

イ　国税及び地方税を滞納している者。

ウ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)若しくは同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下これらを「暴力団関係者」という。)又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体。

エ　法律行為を行う能力を有しない者。

オ　会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全であると認められる者。

カ　代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者である者。